

# 国保だより

## 保険税の税率改正

保険税は、他の税金にくらべて高いということをよく聞きますが国保の運営は国の補助金と被保険者の皆さんから納めていただく保険税によって、まかなっていくのが建前となっております。

お医者さんにかかる人がふえ、医療費が多くなると国の補助金も多くなりませんが、保険税も当然高くなることとなります。

昭和52年度の医療費を過去の医療費の推移、今後の医療費改定等の動向により推計しますと、大巾に上昇することが予想され、今迄の税率では国保会計をまかなうことができなくなりました。そこで被保険者の税負担の軽減をはかるため制度上不合理ですが、他会計

より援助を受けていますが、それでも税率の引き上げを余儀なくされ、次のように改正いたしました。

- (一) 書は旧税率
- 均等割 九五〇円(八、〇〇〇円)
- 平等割 二、〇〇〇円(一〇、〇〇〇円)
- 所得割 百分の四、四(百分の四、〇)
- 資産割 百分の五(百分の五)
- 高、課税限度額は、一七〇、〇〇〇円(一五〇、〇〇〇円)となります。

### 任意給付の引き上げ

国保被保険者が出産されたとき助産費として4万円支給していましたが、52年4月1日以降の出産については6万円に引き上げられます。

### 保険証の検認は必ず受けましょう

検認を受けない保険証は使えません。まだの方は国保係で検認を受けて下さい。

## 心の健康は私たちの問題です

### 精神衛生とは?

「心の健康を保つこと」

人間は、身体面、精神面、社会面と三つの面を持っています。私達は、からだの健康には気をくばって、摂生したり、お医者さんのところへかけこんだりしますが、心の健康については、なござりになっていませんか?

## 心には健康婦です

健康な心とは、それはただ「私

### 健康相談日のご案内

# 年金だより

## ○国民年金の付加年金に加入してより多い年金を受けましょう

をを受けましょう

国民年金の保険料は、定額で一ヶ月二、二〇〇円となっております。老齢年金の額は、保険料を納めた期間に応じて計算し支給されます。しかし、もっと多くの保険料を納めて、将来より多い年金を受けたいことを希望する人は定額保険料に加えて、付加保険料を納めることができます。

付加保険料の額は、一ヶ月四〇〇円です。定額保険料を納めている人は、誰でも納められ、この保険料を納めた期間に応じた額が、老齢年金の額に上積みされて年金が支給されます。

手続きが早ければそれだけ納め

す。昨年に続き健康相談を開催します。



まだ自分の血圧を知らない人が多いようです。ご希望があれば、あなたの部落へも巡回します。詳しくは、保健衛生課へ

### 【4月予定】

第一水曜 6日	9:00~11:30	黄波戸公民館
第一木曜 7日	9:00~11:30	長行集会所
	13:00~15:30	改善センター

る期間が長くなり有利です。

### (計算例)

- 1、定額部分(25年の場合)  
1,300円×300円=390,000円
- 2、所得比例部分(25年の場合)  
200円×300円=60,000円

合計 1+2=450,000円

## ○納め忘れの保険料を納めましょう

納めましょう

昭和五十一年四月から昭和五十二年三月までの国民年金の保険料は、もう納められなかったか。まだ納めておられない方は本年四月末日までに納めましょう。

もし、納めないままにしておくと、将来、あなたが老齢年金を請求されたとき、保険料を納められた期間が足りないために年金を受けることができないということにもなりかねません。

また、国民年金の年金額は、保

## 重度心身障害児福祉手当支給制度について

この制度は、精神又は身体に重度の障害がある児童を養育している者に対し手当を支給し、これら児童の福祉増進を図ることを目的として新しく本年4月1日よりスタートした制度です。

この手当の支給を受けることのできる者は、毎年4月1日現在で日置村に住所を有する満20才未満の児童で次の各号のいずれかに該当する障害児の父母、又は養育する者に支給されます。但し、施設入所児は本村出身者で、父母又は

養育する者が本村に居住するものに支給されます。

1、身体障害者手帳の所持者でその級位が1級から3級までの者。

2、精神薄弱児で療育手帳を所持し、義務教育を受けるに耐えない状態の症状にある者。

なお、手当の支給額は年額2万円です。この手当を受けようとする方は、4月10日までに役場福祉係で所定の手続きを行なって下さい。